

平成27年11月12日

法人会会員の皆様へ

公益社団法人 村上法人会  
会長 今井 栄一

## 電子申告（e-Tax）の利用について

法人会会員の皆様方には、平素から法人会活動に御協力を賜り、平成27年度の諸事業が滞りなく遂行しておりますことを厚くお礼申し上げます。

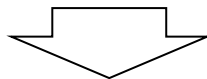
さて、国税庁では、電子政府の実現の一環として「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及を進めています。

このe-Taxは、オフィスからインターネットを利用して申告や納税の手続きができるなど納税者の利便性の向上を図るものであるとともに、国税当局の事務の効率化を目的としているものであり、当法人会としても、全力を挙げて国税庁の方針に協力していくこととしております。

つきましては、会員の皆様方には、是非ともe-Taxの利用を始めていただきませうようお願い申し上げます。

なお、e-Taxを利用して申告するには、貴社のパソコンから利用していただくこともできますが、「手続きが面倒」、「パソコンが苦手」等とお考えの方もいらっしゃると思います。

そこで、**貴社の代わりに税理士先生が代理送信する方法**がありますので、是非とも、法人税、消費税、源泉所得税、法定調書等の申告等の際には、貴社の顧問税理士先生に「e-Tax」での申告をお願いして頂きたいと存じます。  
※「代理送信」とは、税理士が納税者に代わって電子申告すること。



### 税理士に代理送信を依頼すると？

- ◆ 納税者本人の電子証明書を取得する必要がありません。
- ◆ 従来と同様に申告書作成に係る会社の手間はかかりません。
- ◆ 「納税証明書」の発行サービス等は法人自身による手続きが可能です。